

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長発通知(令和4年12月27日付、保医発1227第2号、令和5年1月1日適用)により、下記検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

(記)

【適用日】：2023年1月1日

◎ 新たに保険収載された項目

検査項目名	実施料
BRAF V600E 変異タンパク免疫染色 (免疫抗体法)病理組織標本作製	1,600点
算定区分	
区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製【病理 130点】	

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

(1)~(10) (略)

(11) BRAF V600E 変異タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、次に掲げる場合において、患者1人につき1回に限り、1600点を算定する。ただし、区分番号「D004-2」に掲げる大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

ア 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合

イ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合

(12) 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、BRAF V600E 変異タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を実施した場合には、区分番号「D004-2」に掲げるマイクロサテライト不安定性検査、又はミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※弊社受託未定